令和５年４月１０日

保護者様

横浜市立新治小学校　校長　川島　広子

令和５年度　要保存

緊急時・非常時の登下校について

本校では、地震、台風、大雪等または非常事態発生により通常の登下校を行うことが危険であると判断した場合、児童の登下校を次のように行います。

これは、児童の安全を第一に配慮した措置ですので、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（１）**特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報**が発令された場合
① **午前６時**の段階で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が発令継続中の場合は、学校は**臨時休業**になります。メール配信は行いません。 ② 児童が**登校後**、特別警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報が発令された場合は、**状況に応じて引き取り下校等適切な措置**をとります。確認のため、メール配信をいたします。
（２）**大雨警報・洪水警報**が発令された場合
① **午前６時**の段階で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に大雨警報・洪水警報が発令継続中の場合は、学校の判断により臨時休業とすることがあります。その場合は、ご家庭にメール配信を使い緊急連絡をいたします。 ② 児童が**登校後**、大雨警報・洪水警報が発令された場合は、状況に応じて引き取り下校等適切な措置をとることがあります。引き取り下校の場合は、ご家庭にメール配信を使い緊急連絡をいたします。原則は通常授業です。
（３）**大きな地震**があった場合（**震度５強以上**の地震が市内で起こった場合）
原則として、学校からの連絡（メール配信等）の有無に関わらず、児童は**学校に留め置き**となります。保護者かあらかじめ登録された代理人の方が**引き取り**に来られてはじめて児童は下校します。
（４）**「東海地震注意情報」・「東海地震予知情報」「警戒宣言」**発令時
① **在校中**は原則として、学校からメール配信を行います。児童は**学校に留め置き**となりますので、「（３）大きな地震があった場合」と同様に引き取りに来られてはじめて児童は下校します。 ② **通学中**又は**在宅中**に発令された場合は、**休校**となります。なお**登下校時**にあっては、安全に帰宅させるための措置を講じます。
（５）　**非常事態が発生**した場合
何らかの非常事態が発生し、通常の下校方法では安全が確保できないと学校が判断した場合には、児童を引き取り下校させることがあります。引き取り下校の場合は、ご家庭にメール配信で緊急連絡をします。

※メール配信が全員登録制になり、電話による連絡はありませんのでご注意ください。

引き取り下校の方法・手順

緊急下校・非常時下校の事由が発生する。
学校が緊急下校・非常時下校実施の判断をする。

↓

メール配信により、各家庭に緊急連絡を流す。

↓

児童は、各学級で待機。

↓

保護者（代理人）は、学級担任に「引き取りカード」を渡し、児童を引き取る。

↓

保護者（代理人）の引き取りがない場合は、児童は学校留め置き。

〇警報の発令が予想される日には、テレビやラジオ、PC 等で正確な情報を得て、引き取り下校に対処できるようご協力ください。

〇お子さんには、代理をどなたに依頼しているかを必ず教えておいてください。

〇お子さんを引き取られる際、「引き取りカード」を確認させていただき、その場でお返し致します。「引き取りカード」はご家庭と代理の方で保管をお願いします。

〇お車での来校はご遠慮ください。（緊急車両進入路確保のため）